① 「富山県国民健康保険運営方針」(中間報告案)に対する <u>パブリックコメントによる意見</u>

○「富山県国民健康保険運営方針」(中間報告案)に対するご意見及び県の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	県の考え方
1	13頁14行 第2の4 PDCA サイクル の実施	国民健康保険法及び地方自治法に基づく市町村国民健康保険事業の実施状況を検証している。その結果(実地指導・助言)を県民へ公表し、市町村間差を縮め、県民に対して公平性を高める努力をすることは重要です。	市町村に対する指導・助言については、 新制度においても、国民健康保険法等に 基づき実施し、健全な国保運営が図られ るよう努める。また、公表については、 関係法令に基づき、適切に実施し透明性 を図ることとしている。
2	26頁 第4の2 収納対策	収納率目標は、「一般」「退職者」 「全体」の <u>区分毎の目標値であるのか、それとも代表として「全体」の</u> 目標値なのか、明確になるような文章であればよいと思う。	収納率目標については「現年分」、「全被保険者分(全体)」について設定しており、それが明確になる記載内容に修正する。(「方針案 26 頁」のとおり)
3	26頁15行 第4の2 収納対策	収納率目標達成のための取組みにおいて、収納不足についての要因分析結果を待たずに、 <u>県は毎年定期的に各市町村収納担当職員に対する研修会を開催</u> することを期待します。	県では、収納担当職員に対する徴収事務の研修会を毎年開催しており、今後も、 市町村における対策が効果的に実施されるよう支援することとしている。
4	40頁1行 第 6 6 0 6 0 6 0 7 7 7 8 7 8 7 7 8 7 8 7 7 8 7 8 7 7 8 7 8 7 7 8 7 8 7 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 8 7 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 8 8 7 8	データヘルス計画の策定状況において、一部の市町村で、策定されたデータヘルス計画(第1期)は実行性にぜい弱性が見受けられます。期待が高すぎて、兵隊がついていっていない様子ですから、PDCAサイクルを充実できる施策を行っていってもらいたい。	平成 30 年度からの第2期データへルス計画策定に向け、現在、各市町村は第1期計画の評価も踏まえ保健事業の改善を検討している。各市町村が健康課題に対応した保健事業を選択・優先順位付けし、市町村が効果的な保健事業が展開できるよう、県としても計画の策定について指導・助言し、計画の実行にあたってはPDCAサイクルが確実に実施され、その効果が発揮されるよう支援していきたい。

②「富山県国民健康保険運営方針」(中間報告案)に対する法に基づく 市町村への意見聴取による意見

\circ	○「富山県国民健康保険運営方針」(中間報告案)に対するご意見及び県の考え方				
No.	該当箇所	意見の概要	県の考え方		
1	21頁 第3の4 激変緩和 措置	下記について記載された い。 1 保険料(税)が急激に増加することがないよう、前期高齢者交付金等による影響を考慮した富山県独自の激変緩和措置を実施する。	1について 「納付金の仕組みの導入や算定方法の変更」により、「保険料負担が上昇する」場合は、「激変緩和措置により対応する」こととしている。 この納付金の仕組みの導入や算定方法の変更は、納付金が医療費水準や所得水準、被保険者数に応じて各市町村に配分される仕組みのほか、保険財政共同安定化事業の廃止、前期高齢者交付金等、県単位化の制度変更による影響には複数の要因があることから、特定の要因を表現することはせず、原案どおりの記載としたい。		
		2 制度移行時の影響により、直ぐには保険料(税)率を決定することは困難であるため、平成30~32年度は、平成28年度の1人あたりの納付金額を超える全市町村に激変緩和措置を実施する。	2について 「一定割合の設定など、激変緩和措置の具体的な実施方法については、毎年、県が市町村と協議して定める」こととしている。毎年、医療費の自然増が発生していることや激変緩和措置は、本来、期限を定めて実施する必要があることから、ご提案の意見も含め、市町村と今後、協議することとし、原案どおりの記載としたい。		
2	21頁 第3の4 激変緩和 措置	運営方針の対象期間である平成30~32年度の激変緩和措置については、設定した一定割合を超えた全市町村に実施する旨記載されたい。	「激変緩和措置総額は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の各市町村の1人あたりの納付金額の合算額を平成28年度と当該年度で比較し、一定割合以上増加した金額」としており、一定割合は激変緩和措置を図るために設定するものであり、ご提案の内容と同じ趣旨のため、原案どおりの記載としたい。		
3	32頁 第6 医 療費のの 正 の取 組み 事項 する事項	医療費を削減するため、 保健事業等に努力している 市町村に対して、保険料 (税)軽減に反映するよう、 県特別調整交付金や保険者 努力支援制度等の充実を希 望します。	新制度では、県特別調整交付金は廃止され、県 繰入金による特別交付金となるが、新制度におけ る同交付金や保険者努力支援制度においても <u>市</u> 町村の医療費適正化の取組みに対する財政的支 援を実施することとなっている。		

計4件 計3件